

公共下水道との接続

汚水は、公共下水道の公共汚水ますへ排除し、雨水は、公共雨水ますあるいは、道路側溝、水路等の雨水排水施設へ排除する。

1 公共ます等の現状

(1) 公共汚水ます

公共汚水ますは、一部の区画整理事業完了地区に設置されているが、その他の地区では、取り付け管までの設置となっている。排水設備工事の設計にさきだち、東海市公共下水道公共ます設置に関する要綱（以下、「公共ます要綱」という。）に従い公共ますの設置が必要となる。

(2) 公共雨水ます

公共雨水ますは、一部の区画整理事業完了地区を除き設置されていない。公共ますにかわる施設として一宅地一箇所側溝ますが設置されている。側溝ますが設置されてなく、U字溝への直接接続が不可能な宅地については、公共ます要綱に従い公共ますの設置が必要となる。

2 取り付け管の現状

取り付け管は、硬質塩化ビニール管が使用されており管径は、100mm（ただし、平成10年度面整備までは、150mm。）である。

取り付け管は、原則として一宅地一箇所設置されているが、設置されていない箇所もあるため、排水設備工事を行う場合は、取り付け管の設置が必要となる場合がある。取り付け管の設置についても公共ます要綱による。

3 公共ます

公共ますは、東海市指定の製品を使用する。設置位置は、原則として道路境界から2m以内とし、維持管理上支障のない場所とする。

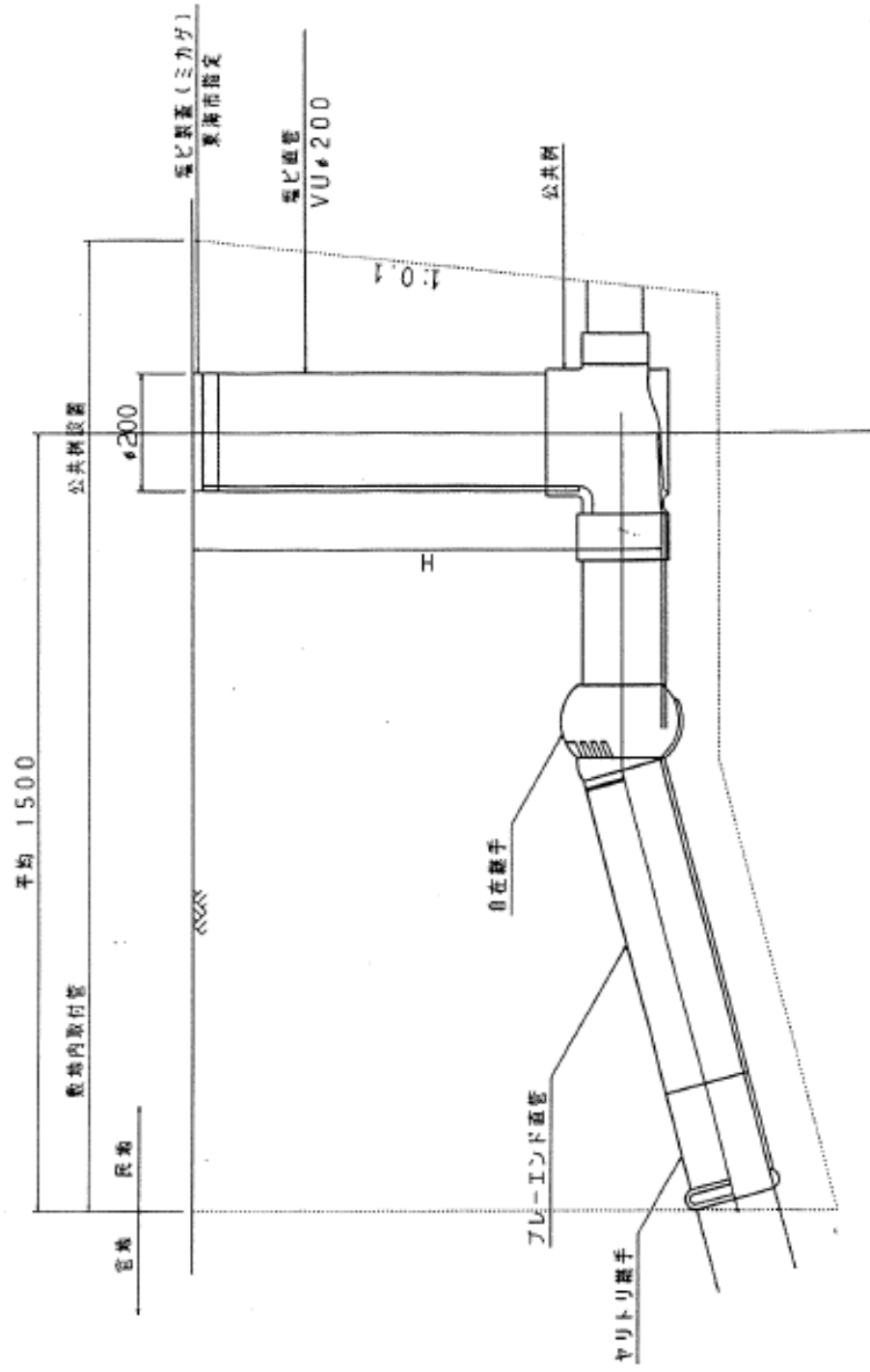
(1) 公共ますの種類及び構造

ア	塩ビ保護蓋無φ200	図3-30
イ	塩ビ保護蓋有φ200	図3-31
ウ	塩ビドロップタイプ保護蓋無φ200	図3-32
エ	塩ビドロップタイプ保護蓋有φ200	図3-33

公共樹設置

塩ビ保護蓋無φ200

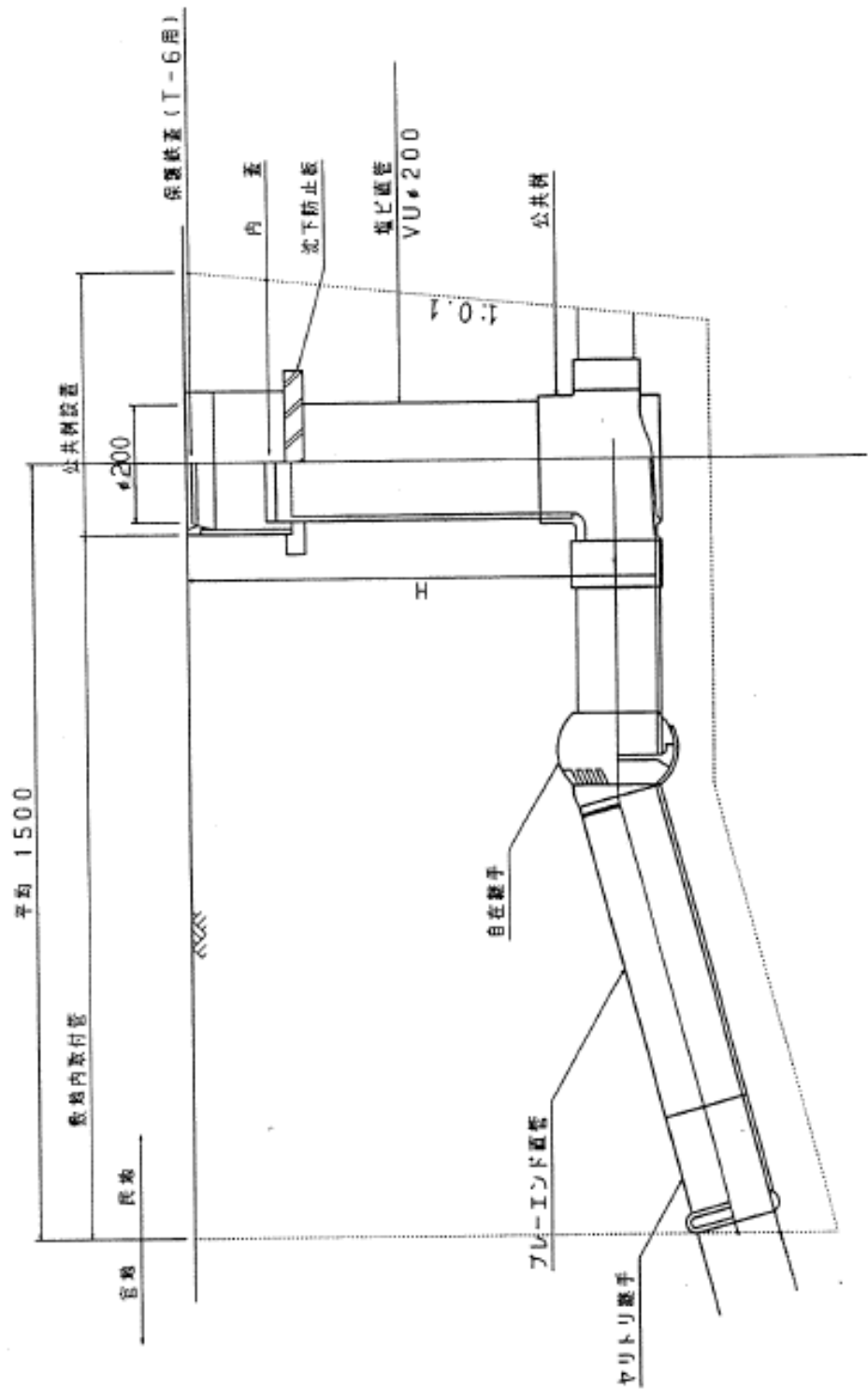
図 3-30



公共樹設置

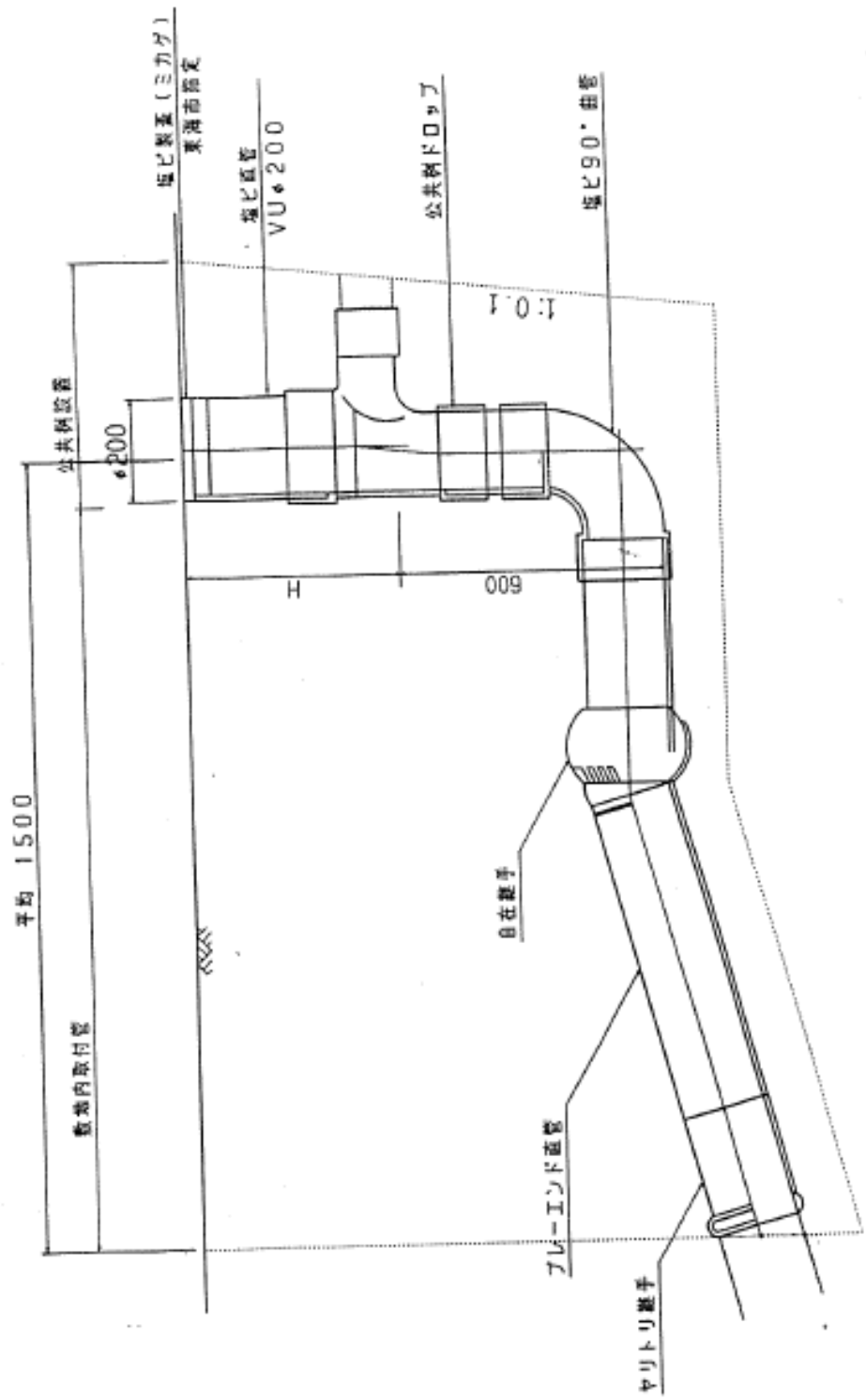
塩ビ保護蓋有φ200

図 3-31



公共樹設置
塩ビドロップタイプφ200
保護蓋無

図 3-32



(2) 既設公共ますの取扱い

区画整理済地区の既設公共ますは、破損等がないものは、そのまま使用する。

ア インバートが未設置のものは、設置する。

イ 車庫等建物内にある公共ますで、密閉蓋でないものは、取り替える。

(3) 宅地が道路より相当高い場合の取扱い

図 3-34

